

◇ 誤請求事例 ◇

リハビリテーション料

四肢に行われたリハビリテーションについて四肢加算を算定していません

指定病院 等の番号		病院等 の名称	
--------------	--	------------	--

帳票種別 3 4 7 0 3	修正項目番号	①新継再別 1 初診 3 転医 5 継続 7 再発 5	②転帰事由 1 治癒 3 継続 5 転院 7 中止 9 死亡 3	③支払額	
④労働保険番号	⑥生年月日	⑦傷病年月日	⑧増減理由	⑨決定年月日	⑤増減コード及び増減額
⑩療養期間 2 0 0 6 0 1 - 2 0 0 6 3 0	⑪診療実日数 1 8 日	⑫処理区分			
⑬合計額	修正欄				

診  
療  
費  
請  
求  
内  
訳  
書  
(入院外用)

労働者の氏名	( 50 歳)	傷病の部位及び傷病名	左足立方骨骨折、左腓骨骨折
事業の名称		傷病の経過	
事業場の所在地	都府道 郡区市		骨折あり、リハビリ中

1. 請求内容と正しい算定

- ◎ 四肢の傷病に対して運動器リハビリテーションを行っているのに四肢加算を算定していません。
- ◎ 四肢の傷病に対して疾患別リハビリテーションを行った場合、四肢加算 1.5 倍を算定します。  
事例の場合、運動器リハビリテーション (Ⅱ) 80 点を 1.5 倍して算定します。  
(運動器リハ (Ⅱ)) (四肢加算)  
80点 × 1.5倍 = 120点  
120点 × 24 = 2,880点

2. 労災特掲料金

- ◎ 四肢 (鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む。) の傷病に対し、疾患別リハビリテーション (心大血管疾患リハビリテーション、脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション、呼吸器リハビリテーション) が行われた場合 1.5 倍で算定することができます。  
なお、疾患別リハビリテーションについては、健保点数表のリハビリテーションの通則 1 にかかわらず、下表に示す点数で算定します。

(1 単位)	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)
心大血管疾患リハビリテーション料	250点	100点	—
脳血管疾患等リハビリテーション料	250点	190点	100点
運動器リハビリテーション料	180点	80点	—
呼吸器リハビリテーション料	180点	80点	—

⑧0 その他	処方せん	24 回	1,920	⑧0 *運動器リハビリテーション (Ⅱ) (左下腿) 左腓骨骨折 80 × 24 (手術日: 20年5月6日) 実施日数 12日
小計	点	⑨	円	